

岐阜羽島衛生施設組合特定事業主行動計画

令和2年3月27日
岐阜羽島衛生施設組合管理者

岐阜羽島衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、岐阜羽島衛生施設組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり設定する。

目標1：制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を80%以上にする。

【取組】 制度の周知等意識改革を図り、職員が育児参加のための休暇を取得しやすい環境をつくります。

目標2：年次有給休暇の取得について、年間10日以上取得する職員の割合を80%以上にする。

【取組】 年次有給休暇に対する職場の意識改革を進め、年次有給休暇を取得しやすい風土や意識を醸成し、最低でも年間5日はすべての職員が休暇を取得するように義務付けをします。
また、所属職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得を指導します。